



2020年6月29日

各 位

会 社 名 株式会社大戸屋ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 窪田 健一
(JASDAQ・コード2705)
問合せ先 取締役経営企画部長 松岡 彰洋
電 話 0422-26-2600

当社株主総会における提案株主様の議決権行使について

当社は、2020年6月25日開催の当社定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の決議事項に関する臨時報告書（以下「本臨時報告書」といいます。）を2020年6月26日に関東財務局に提出いたしました。本臨時報告書に記載している株主提案の議案（第3号議案「取締役12名選任の件」）の賛成数及び賛成割合について、当社株主様や報道機関の方々よりお問い合わせをいただいていることから、その詳細につきまして以下のとおりご説明いたします。

提案株主様は、本株主総会に先立って、第1号議案「取締役11名選任の件」（会社提案）の11名全員に反対し、第2号議案「監査役2名選任の件」（会社提案）及び第3号議案「取締役12名選任の件（但し、12名のうち5名は第1号議案の取締役候補と重複しているため、二重投票を避ける観点等から、第3号議案では株主提案でのみ提案されている7名のみ賛否の投票可能）」（株主提案）に賛成するという内容で、書面を通じて議決権行使されました。

このように、ある株主様が議決権を事前に行使した場合であっても、その株主様が株主総会に実際に出席された場合には、出席した時点で事前の議決権行使は無効となり、株主総会の議場において議案に対する意思表示をしていただくこととなりますが、本株主総会においては、提案株主様が実際にご出席された上、いずれの議案についても賛成の意思表示である拍手を行わなかったことから、株主提案である第3号議案を含むいずれの議案についても賛成として取り扱うことができませんでした。

なお、本株主総会では、提案株主様の申し立てにより、裁判所により総会検査役（弁護士）が選任されておりました。本株主総会に同席いただいた当該総会検査役によれば、議場における目視での確認に加えてビデオ映像による確認も行ったが、提案株主様による賛成の意思表示（拍手）は確認できなかったとのことでした。

以上を踏まえ、本臨時報告書においては、提案株主様の議決権（13,879個）は、株主提案である第3号議案を含むいずれの議案の「賛成数」、「反対数」及び「棄権数」のいずれにも加算しないこととしております（但し、「賛成割合」については、提案株主様の議決権数も分母に含めて算出しております。）。なお、仮に、提案株主様の議決権数を第3号議案の賛成数として含めたとしても、過半数の賛成には至らず、可決には至っておりません。

以上